

## 工事等における市内業者の活用について

平成25年1月4日

長久手市では、建設工事発注にあたりまして地域経済の活性化、市内業者（長久手市内に本店を有する者）の健全な発展、育成、振興及び地域雇用の促進等を図る観点から市内業者への受注機会の確保に努めております。

昨今の急激な景気後退の中、地元企業を取り巻く環境は大変厳しいものとなっております。

このような状況を乗り切るため、本市発注工事等の受注者の皆様におかれましては、このような状況をご理解いただき、本市発注の建設工事等の施工に際し、次のとおり努めていただきますようお願い申し上げます。

### 1 下請の市内業者の活用

工事等の一部を下請による施工とする場合は、できる限り市内業者（長久手市内に本店を有する者）を優先して活用するよう努めてください。

### 2 下請発注における建設業法等、各関連法令の厳守

下請発注に際しては、適正な価格で請け負わせ、下請代金を適正な時期に支払う等、建設業法等の関連法令を厳守してください。

### 3 資材、機械の購入や借入れ並びに物品等の購入の地元企業の活用

資材、機械の購入や借入れ等をする場合は、できる限り市内業者（長久手市内に本店を有する者）を優先して活用するよう努めてください。